周南市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正 する条例制定について

周南市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年11月30日 提出

周南市長 藤 井 律 子

周南市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正 する条例

周南市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年周南市条例第 14号)の一部を次のように改正する。

第20条第1項中「、同条例第20条第3項中「再任用職員」とあるのは「法第22条の 2第1項第1号により採用された会計年度任用職員」と」を削る。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

周南市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例新旧対照表

現行

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第20条 給与条例第20条から第20条の3までの規定は、任期の 定めが6月以上で、基準日において、1週間の勤務時間がフ ルタイム会計年度任用職員の4分の3以上の勤務時間がある パートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合 において、給与条例第20条第2項中「基準日以前6か月以内 の期間におけるその者の在職期間」とあるのは「基準日以前 6か月以内の期間における別に規則で定めるその者の在職期 間」と、「当該各号に定める割合を乗じて得た額」とあるの は「当該各号に定める割合を乗じて得た額の合計額」と、同 条例第20条第3項中「再任用職員」とあるのは「法第22条の 2 第 1 項 第 1 号により採用された会計年度任用職員」とす る。

(略)

改正案

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第20条 給与条例第20条から第20条の3までの規定は、任期の 定めが6月以上で、基準日において、1週間の勤務時間がフ ルタイム会計年度任用職員の4分の3以上の勤務時間がある パートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合 において、給与条例第20条第2項中「基準日以前6か月以内 の期間におけるその者の在職期間」とあるのは「基準日以前 6 か月以内の期間における別に規則で定めるその者の在職期 間」と、「当該各号に定める割合を乗じて得た額」とあるの は「当該各号に定める割合を乗じて得た額の合計額」とす る。

(略)

 \sim